

平成26年度第9回原町区地域協議会 会議録

<地域協議会の日時・場所>

1 日 時 平成27年2月18日(水)
開始 13時30分
終了 17時00分

2 場 所 市役所東庁舎2階第1会議室

【 会 議 録 】

1 開会

■総務課長

ただいまより平成26年度第9回原町区地域協議会を開会いたします。委員15名のうち、現在、出席委員9名であり、半数を越えていることから、本会議は成立していることをご報告いたします。

【出席委員名】 9名

鈴木 進一、早川 浩、高田 光吉、松永 雄一、宇野 正敏、
小野 洋子、今野 和秀、廣瀬 要人、山城 雅昭

【欠席委員名】 6名

佐藤 吉子、濱須 弘伸、山田 好伸、木幡 泉、佐藤 基行、
島村 哲哉

2 会長あいさつ

3 市長あいさつ

4 議事

(1) 会議録署名人の指名

■総務課長

これ以降会長に進行をお願いいたします。

■会長

署名委員の指名ですが、名簿順により今野委員、佐藤委員にお願いします。

(2) 書記の指名

■会長

続いて書記の指名ですが、和田主事にお願いします。

(4) 諮問事項

■会長

諮問事項に入らせていただきます。桜井市長よろしくお願いします。

■市長

大町地区商業共同店舗を整備することについて、地方自治法202条の7第2項の規定により、下記の事項について貴地域協議会の意見を求めます。

1. 大町地区商業共同店舗を整備することについて

ご審議の程をよろしくお願いいたします。

■会長

それでは「大町地区商業店舗の設置について」担当課から説明をお願いします。

■商工労政課長

商工労政課長の木村と申します。よろしくお願いします。

(担当課説明)

■会長

今の質問に対して質問はございますか。

■早川委員

こちらの設計はどこ（の企業）がやられたのでしょうか。

商圏の範囲、利用者数の見込みはどの程度を想定されているのでしょうか。また、利用者の年齢構成はどのように考えているのでしょうか。最後に実施設計はこれからというお話でしたが、導線については現状をよく踏まえた上で行っていただきたいと思います。

商売はあくまでも競争です。既存の店舗に圧力のかからない品揃えと申しましても、利用者にとってはその施設で品を揃えたいという思いがあるはずで、このような発想で果たして商売が成り立つのかが心配です。その点を諸々考慮して実施設計に入っていただければよろしいかと思えます。

管理業務の内容について、予算に対する回収について考えをお聞かせください。

■商工労政課長

ご意見ありがとうございます。実施設計を行っていくという前段の部分でありますので、今後もユーザー、地域の人、商業界の声を聞きながらいい施設にしていきたいと考えております。

商売が成り立つようにレイアウトを考えるという点では、私たちは役場の人間であり、商売をしている方々との認識の違いは多々あります。現場の意見を聞くことが重要であると感じており、今後も声を聞きながら進めていきたいと思っております。

商売が成り立つという点について、限られた土地ではありますが、出来るだけ設計の部分についても駐車場からの利便性が薄いというご指摘もありましたので改善が出来るよう取り組んでいきます。

また、施設の回収については基本的に公設民営の考え方であり、回収し魅力を高めるといふのであれば、受託した事業者達が自分たちの思いの中で取り組み、市が許認可するというかたちを取りたいと考えています。

初期の段階の中のレイアウト等についてはシンプルに進めていきますが、装飾等については受託者が創意工夫を重ねて進めてほしいと考えています。

基本設計を行った事業者は福島市の平木建築設計事務所です。

管理業務の中身は設計と同時に施工がなされているか、施工の進捗をはかっています。費用回収については初期投資部分を行わない考えですが、利潤を上げていく施設になった際には再度見直しを図るといふ考えで進めていきます。

■商業振興係長

商圈については大町、旭町、栄町です。世帯数で言いますと916世帯、人口で言いますと1月31日現在2,000人程です。これに加え災害公営住宅の入居者が約150世帯300人です。小さく見てもの数値であり、ヨークベニマルまで1.6kmありますので、もっと広い範囲で見る必要もあるかもしれませんが、今回大町、旭町、栄町を商圈として考えておりました。

年齢構成につきましては、正確には掴んでおりませんが、65歳以上の人が約6割から7割災害公営住宅に入ると予想されています。

■早川委員

開始後、耐用年数、補修、

商圈と年齢構成をお聞きしたのは、高齢者をはじめとする交通手段を持たない住民のことも考え弁当の宅配についても考えていただければと思っております。

改めて実施設計の段階で店舗の考え方、遠方から来た人が入れないケース、もあるのか、気になったため質問させていただきました。それからなぜ福島

の設計事務所をお願いするのか、南相馬市の企業で対応できるのではないかと考えたため質問させていただきました。

■商工労政課長

回収の部分につきましては破損をした場合、小規模なものは管理する受託業者が行い、大規模な例えば経年変化に伴うものなどエアコン、配管、配電、配線などは市が行うという区分で進めたいと思っています。市が指定管理している例の多くでは単価 10 万円以下の単価の物に関しては指定管理者が行い、10 万円以上に関しては市で出しているという状況です。こちらの部分は多くが年数を重ねている施設であり、今回のような新しい物件に関してはなかなか破損するというのは想定していませんが、例にならって 10 万円以上の物に関しては市が負担するという方針で進めようと思っております。

また、弁当の宅配について考えてみてはどうかという意見につきましては、アイデアとして非常にいいと思いますが、指定管理を公募する際にこの施設を使ってこのようなことをやって地域に貢献したい、売り上げを伸ばしたい、そして継続的に業務をしたいというアイデアコンペのような形で進める方針でありますので、アイデアは多種多様になっていくと思います。地域密着という部分では市からお願いをすることで解決していければと思っております。

福島市の建築設計事務所についてですが、単純に入札を行い落札した企業をお願いをしたという経緯です。

■早川委員

金額なのか実績なのか何を基準に落札となったのか教えてください。

■商工労政課長

建設部の技師と共同しながら仕様書を作成しました。設計の自由度は認めながら仕様書に沿って選定しました。その基準は単純に金額だけです。

■早川委員

事務局に申し上げます。こういう質問が出た際に対応できる部署を控えておいていただきたい。

■商工労政課長

基本設計の業務委託の資料はございます。

■早川委員

終わってからそちらの資料を配布してください。

■商工労政課長

承知しました。

■高田委員

目的と概要からすると、近隣の商店を圧迫しないという方針のようですが

例えば魚類、肉類、野菜など需要のあるものを品揃えに加えないと来客は見込めません。この施設が誰の求めに応じて始めるのか、根本的な所を考えていただきたい。商売を成り立たせるところが不安です。商工会や商店連合会などとすり合わせてみてはいかがでしょうか。

仕入れに関して、業者にすべて委託するのであれば市外産の物を仕入れようが口出しは出来ないということも気になります。また、開設時間・休日共に市民のニーズに合っていない。継続させるためには再考の必要があります。計画を進めるのであれば商業ベースの考えをもっと取り入れていくべきだと思いますがいかがでしょうか。

■商工労政課長

まさにそうだと思わせるご意見です。営業時間や休業日なども含め実態に合った形で進めていきたいと思えます。公募者についてはうまく見つけられるよう選定していくため、今いただいたご意見は公募者選定の審査すべき条件としても反映していきたいと思えます。

全体が公設民営ということで大町地区に商業施設をつくるのがきっかけに災害公営住宅入居者、大町の住民が地域の商店に足を運び地域の商店が元気になるような効果を出せるように進めていく方針です。

仕入れの部分については地元の農政部門とも連携し振興を進めていく方針ですので指定管理者の方には一緒に考えていけるようお願いしていきます。また選定の際に入居した方が途中で辞めないように審査の段階で実績の部分も重要視していきます。

商売として成立していくかの部分に関しては不利益が重なってしまった場合など手助けできるように商工労政課で動いていきます。

原町商工会議所、原町商店連合会、大町、栄町、旭町の商店会には説明し、意見の交換を行ってきたところです。今後実施設計に当たっても実現に向けて皆さんの声を反映すべく意見を聞いていきたいと思えます。

平成25年の12月から調整が始まりました。駐車場の確保に対しての考慮や敷地面積が小さいため、投資効果を考えると様々な業種を考えずに地域に必要な最低限の業種を決めるべきであり、料金も低く設定しないと入居者も得られないだろうと意見をいただきました。

26年5月にはランニングコストを抑えることが出来るようなシンプルな設計にしていくべき、予定地周辺に生鮮食品を扱うお店が少ないため喜ばれるだろう、施設の設置規模に対しては熟慮してほしいとの意見を。26年11月には公募1年後2年後に事業を継続できないという状況を作らないために公募するにあたってはある程度の実績がある人を選定すべきだという意見を。11月7日には惣菜が購入できる店が少ない、女性からの意見を

大切にすべき、災害時集まれるような拠点となることを期待したいという意見を。11月10日には中心地にスーパーがないため、買い物をする1つのきっかけとして大きな役割として期待したい、今回公設で整備される店舗を1つの起爆剤として自分たちも活性化していきたいという意見を。11月14日には、出来れば市内で活動している方を限定に公募すること、野菜、惣菜を取り扱うお店として中心地の客が増えることに期待したいという意見をいただきました。

■高田委員

商工会議所や商店連合会との話し合いの内容についてはこのような内容だと感じていましたが、住んでいる人たちの意向に沿うことが重要であり、具体的な商品のラインナップを示すことで入住民は期待が持てます。実際入居者たちへ対してのアンケートはあるのでしょうか。

■早川委員

関連質問。この案を考える際にマーケットリサーチをしているのでしょうか、またこの案で実現できるか商工労政課で取り組んでみるのはどうでしょうか。

■商工労政課長

アンケートの実施に関しては去年の10月に発送し、10月いっぱいを回答期限として行いました。対象は大町地区の災害公営住宅に入居予定の方、旭町、大町、栄町の行政区の皆様にご回答いただきました。どのような商品が欲しいかという内容のもので上から順に、野菜、惣菜、果物、魚、肉、弁当となっています。周辺に少ない生鮮食品や弁当等を中心に品揃えとしていきたいと思えます。

マーケットリサーチについては、周辺の賃金構成までであり、消費動向については実施しておりません。運営のノウハウについては提案型で公募して対応していきたいと考えています。

■高田委員

スタートするまでは市で考えると思いますが、始まってから市の方で意見を挟むような余地はあるのでしょうか。

■商工労政課長

指定管理の年限は最初2年間、その後3年間に延長します。指定管理者の変更の時期には大きく要件を変えることが出来ると思っています。最初の2年間においても公設の建物を使うわけですので、経営者の自主性を損なわない程度で市からのお願いを聞き入れてもらうことを指定管理の条件に入れることは可能であると考えています。

■総務課長

早川委員からご質問のあった件で事務局としましても入札の詳細についてまで質問が及ぶとは想定しておらずお詫び申し上げます。今財政課の契約担当の職員からご説明させていただきます。

■財政課管財契約係長

財政課の熊坂と申します。よろしくお願いたします。まず、建築設計につきまして市内の建築設計を専門としている事務所につきましては市の方に指名参加願登録を届けていないのが現状です。そのため、これまでの実績を加味しまして県内および県外の1社合わせて13社で格付けを行っており、建築設計を発注する際には基本的にこちらへ投げかけるようになっています。

■早川委員

何社応募したのですか。

■財政課管財契約係長

入札経過につきましては手持ちに資料がありませんので確認して改めてご説明させていただきたいと思えます。

■宇野委員

3つほど質問があります。1つ目、公営住宅が出来るということは地域にとっては経済の活性化、ビジネスチャンスが出来るのではないかと思うと同時に入居される方300名、地域にとっては大人口です。この300人に対するコミュニティをどう考えているのでしょうか。

2つ目、地域として周辺道路の道路の整備についてはどのようにお考えでしょうか。300世帯が来ることで渋滞が起きるのではないかと懸念があります。構想があればお聞かせ願います。

3つ目、震災直後地域の人の癒しのために入浴施設を作るという話を聞いたことがあります。燃料はバイオマスで低コストの施設ということでしたが、入浴する場所がコミュニティホールとして整備されれば入居者の方々に喜ばれるのではないかと思います。設計の内容と合わせてお聞かせください。

■市民活動支援係長

コミュニティにつきましては現在協議を重ねており、行政区に加入していただく方針で考えております。地域の中で地域の皆さまとコミュニティを形成することが重要です。該当する大町二行政区からは快諾をいただいているところです。入居者につきましても近々集まる機会がありますので説明をしていきたいと考えております。

入浴施設につきましては、地域協議会から提言をいただいたところですが補助事業の関係で変更が難しいことから実施できないとなった経緯がございます。その後原町区区長連絡協議会から要望がございまして北町の老人福

社センター入浴施設を拡充する方向に向け調整しているところであります。

■商工労政課長

商圏範囲の部分も考えると、道路の整備も必要なのではというご意見に対してですが、こちらの道は計画として拡幅が求められております。ただし周辺の建物との関係もありまして、今回の施工とセットではなく周辺の調整を全て整えてから行う予定です。

今回の災害公営住宅が建つ大町南地区にありますレストランかつらさんの裏側の細い路地につきましては市で用地買収を行いまして、拡幅工事をする計画となっております。

■廣瀬委員

四角い形であり銀行のようなイメージですね。市が係わらずとも大手コンビニを誘致するのでもいいのではないのでしょうか。どうしても市で行うのであれば地域づくりの核となる特徴を持った商業施設にすべきだと思います。前例を見る限りではうまくいかないというのがほとんどです。土地の提供だけはないのであればこの特徴は持たせてほしいと思います。

また回収費用について10万円を基準に事業者負担か市負担かに区分するというお話でしたが、施設によって金額は違うのでしょうか。100万円が基準になっているという理解をしていますが、確認をお願いします。

■商工労政課長

地域づくりの核となる機能につきまして、公設民営で実施するからには行政が大きく関与しながら地域の復旧復興発展に結び付けるということが常に求められると思いますので肝に銘じながら、皆様の声を聞きながら進めていきたいと思っております。

指定管理の回収の範囲につきましては回答を留保させていただきます。

■山城委員

まちなか広場の状況も踏まえながら進めていただければと思います。設計に関しては非常にシンプルですが商店だと分かることも大切かと思っております。オリンピックも控え、建設費の高騰も十二分に考えられますのでご留意いただければと思います。出来るだけお金は市内に落とすなど設計事務所については色々考えていただきたいと思っております。

■商工労政課長

近隣にありますまちなか広場についてですが、これから商売をしようという人たちが市内の空き店舗に入るためのステップアップの場として用意させていただいております。これまで強力に指導していた人物が震災で亡くなったこともあり、代替の人物の育成を行っておりますが、スピードが間に合わずにいることを反省しているところであります。資格者も見つかりましたので今

後まちなか広場は本来の育て上げる場として動いていきます。

今回の整備は始めからある程度実力の持ったところを選定し、長く商売を継続していただくため良く反省をしながら進めていきたいと思います。シンプルだけでなく魅力のあるものを考えてほしいということですが、まだ基本設計の部分であり実質設計においては安く魅力的なという難しい課題に向けて襟を正して進めていきたいと思います。

建設の費用があがる傾向につきましては私たちも苦慮しているところです。お金をかけなくても魅力的なものというのを考えるために民間の方々の意見を積極的に取り入れていきたいと思います。

地元で出来る部分は市内で調達してはどうかという意見に対しましては商工労政課は地元の方々に儲かっていただくことを目標に業務を進めておりますので運営方針の中に取り入れさせていただきたいと思います。

■早川委員

コンビニに任せるといった意見がありましたかどうか。

■商工労政課長

今般施設の整備に当たり市が主体となっていく場合補助が入るとのこと、個人が行う場合には担保が難しいということもあり今回は公設民営で取り組んでまいりたいと思います。

■財政課管財契約係長

先程留保させていただきました入札の数についてですが、基本設計にかかる指名業者は13社指名させていただき、13社全てから応札をいただいている状況です。

■早川委員

図面は添付されているのでしょうか。

■財政課管財契約係長

入札につきましては、図面をこちらから仕様書という形で提示しますので実際に入札いただくのは価格だけの提示となります。最低価格の応札のあった事業者との契約となります。

■総務課長

先程廣瀬委員からありました指定管理の維持管理に際する金額についてですが、10万円以上が市、10万円未満が管理者が基本となっておりますが施設によって額を変えていることはあるようです。

■会長

大体質問に関しては出尽くしたかと解釈させていただきますがよろしいでしょうか。今委員から質問、意見が出てきましたが未確定の部分について報告する場はあるのでしょうか。

■市民活動係長

報告する場は用意いたします。今いただいた意見等は付帯意見付きの答申として市長へ提出しますがご審議いただけますか。

■廣瀬委員

答申書の内容としてはどのような文体になりますでしょうか。

■会長

条件を付し、答申するという内容になります。今あげていただいた意見を付帯意見とし答申を行おうと思います。質問意見等につきましてはこれで終わりたいと思います。少し休憩を挟みます。

(休憩)

■会長

続いて報告事項に移ります。それでは、「南相馬市小高区市街地整備基本計画（素案）の概要について」担当課から説明をお願いします。

■企画課長

(担当課説明)

■会長

ただいまの説明に対して何かご質問はありますか。

■松永委員

こちらの案件は小高区の地域協議会に提出されたのでしょうか。

■企画課長

小高区の地域協議会には明後日提出します。構想段階ではお示しをしてご意見を伺ってきた経緯がございます。

■松永委員

小高区の意見を聞く前に我々が意見を言うのは好ましくないとします。

■市民活動支援係長

今回の報告に関しましては2月18日よりパブリックコメントに付しており、このことに際し情報提供も含めての報告となっております。小高区住民にのみならず全市民から意見を募りたいということもあり3区すべてで報告を行うものです。

■松永委員

まずは小高区にお住いの方の意見を聞きたいというのが率直な意見です。震災以前に感じていた小高の食文化、俳句などのアカデミックな文化が魅力的であったが、この計画はどこにでもありそうな話であり小高の魅力を感じないため、小高の人たちより先に私たちが述べるのはおこがましく感じています。質問というよりは私の意見です。

■企画課長

この企画に関しましては平成25年度に基本構想、26年度に基本計画として載せていただきました。小高の方々たちと構築した内容となっております。特に今年度策定した時には検討委員会を組織し、定期的に会議を持ちながら意見を吸い上げて作りました。その中には商工会、子育て世代、商業者、農業者、行政区の代表者を交え策定したものですので十分小高の方々の意見は反映できた内容だと思っております。

■早川委員

先日担当課の方に提案を持っていきました。南相馬には名所という名所がなく、イベントは野馬追しかありません。小高は20km圏内であり津波も地震の被害も原発の被害も受けています。そのような中でこの基本計画を拝読しましたが、どこにでもあるような内容です。原町にはない歴史、文化、魅力ある小高を作ってほしい。大々的なイベントをやるには道路が中心となるところが多い。小高の歴史と伝統はすごい。これを大事にするには周りの環境を整備しなくてはならないと思います。20年から30年先のことを考えて計画してほしいと思います。まちづくりは今しかできないということを念頭に置いてください。

■企画課長

まさにその通りだと思います。50年後100年後を見通すことが大切になってきます。その中で道路の位置づけは大きいです。ただ、土地の所有者との調整が出てきます。重要性は十分感じておりますが、まずは小高区の中心市街地にシンボルを建て、帰還されることを検討されている方に自信を持たせる施設にすべく、一日も早く進められるように検討していきます。コンパクトの意味ですが、中心地に機能を集約させることで利便性の高いまちに実現できるのではと考えています。

■小野委員

歴史というのはリセットできません。まちづくりを0から始められるのは今しかないと思っております。

■廣瀬委員

小高区全体の復旧復興計画の中に市街地整備計画を位置付けていかないと、整備だけ終わって小高全体の復旧復興が終わりでは市民は納得しません。小高区全体の復旧計画を示していただいて、その中に位置づけていただきたいと思います。

小高への帰還に対して世帯と個人に分けて行ったことは非常に良い取り組みだと思えました。他の自治体では世帯だけに向けてアンケートを行っています。ただ独断的な判断があり、市ではこの半分は戻るとはならないかということ的前提に計画を作っているように見受けられます。現時点で帰還を決

めかねている人たちの半数が戻るという判断に至ったのかお聞かせください。

■企画課長

小高区の全体の計画を策定した中にこの計画を位置付けるべきというご意見に対しまして、市街地の被害が甚大であるということからまずは中心市街地に必要な機能を有した拠点施設を整備したいということ、残念ながら平成28年4月には間に合いませんが、1日でも早く完成できるように先行して行っているものであります。

順序が逆ではありますが、その他の地域においてどのような復興を目指すかの検討会を組織しまして、東京大学教授、学生を中心としながら取り組んでいます。

アンケートの結果についてですが、昨年度小高区の住民1人1人を対象にしたアンケートを実施しております。回答がなかったものもあります。また、小高区で聞取りの調査も独自で行っており全て回答を得た結果もあります。その調査結果がまとまれば、さらに詳しい情報として取り扱うことが出来ると思っております。戻るにしても廃炉に至るまで安全なのか、地域コミュニティが戻るのかという前提条件付で帰還するという意見もあります。現在の情報では判断が困難であるというのが現状です。

■高田委員

約1年前から提言しておりましたが、素案各ページの文言が統一されておられません。例を挙げると1ページ目は東日本大震災、次のページは原子力災害という表記です。まずは文言を統一してください。

■企画課長

今回素案についてはコピーをつけました。あくまでも素案でありますので文言の統一等行っていきます。

■高田委員

素案の29ページで指定管理者と断言している記述があるが、それ以降のページを見ると、結論の部分がぼやけているように感じます。

■企画課長

28ページ以降指定管理について分かりにくいという部分については地域協議会からの意見ということで検討させていただきます。金額につきましては、類似施設の単価を基に算出しております。より正確な金額については基本設計をする中で算出していきたいと思っております。

■高田委員

指定管理者制度を検討する中で、断言するに至った理由をお聞かせください。

■企画課長

様々な機能を有する施設であり、指定管理におきましては南相馬市に限らず広い分野から公募をする必要があるだろうと感じています。

■高田委員

こういう施設を指定管理で行っているところはあるのでしょうか。

■企画課長

青森県八戸市など、行っているところはあります。仮に公募が全然なかった場合には市が直営を行います。その中で商業施設など利益を得る部分に関しましては商業者に担ってもらうなど基本設計の中で決めていきたいと思っています。

■会長

今までの話を聞きますと、あくまでも基本の話であり十分に慎重に考慮して進めていただきたいと思います。

■早川委員

物事は全体を見て、それぞれ深く入っていくものです。そしてこれが基本です。基本に従わないと付け足しや寄せ集めに移ってしまいます。出来るところからではなく全体を考えていただきたいと思います。

■会長

早川委員の仰ることも重々承知していることとしますので、ご検討いただきます様お願いいたします。ここで一度休憩を挟みます。

■会長

それでは「南相馬市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等について」担当課から説明をお願いします。

■幼児教育課長

(担当課説明)

■会長

ただいまの説明に対して何かご質問はありますか。

■高田委員

概要の9ページの第9条について第10条で規則に定めておりますがその中身について教えてください。

■幼児教育課職員

第8条で言いますと負担額の減免の様式を定めています。

■高田委員

様式の話ではなく中身についてのお話です。

■幼児教育課職員

基準は生活保護の最低基準を緩和しながら減免をするという形にしてい

ます。

■高田委員

例えば第9条で市長が特別の理由があると認めるときはとの記述がありますがどういうケースなのでしょう。

■幼児教育課職員

第9条の還付の件につきましては、例えば月の初めに保育料を1か月分払い、その途中で還元した場合には日割り計算してお返しすることになっています。第3条2項において月途中入園、月途中退園の際には適用となります。

■会長

より具体的に、どういうことが当たるのかということをお聞きしたかったと思うのですが、細かいケースについては設定されているという理解で終わろうと思います。それでは、「鹿島児童クラブを建設することについて」担当課から説明をお願いします。

■幼児教育課長

(担当課説明)

■会長

ただいまの説明に対して何かご質問はありますか。

■廣瀬委員

建設の目的については資料のとおり大変重要な施設であると思います。これ以外にも児童の健全育成、保護者の就労支援、地域づくりの中心施設にもなる児童クラブですので建設の推進をお願いしたいと思います。

この地域は市のハザードマップによりますと、2メートルの浸水予定地域になっています。ここに平屋の児童クラブを建設するのが適切なのか疑問を持ちました。やむを得ないとすればこの安全対策をどうするのか。今回の震災で実際に鹿島小学校の近くまで津波が来ています。このことについて見解を求めます。これに関連して、ハザードマップでは危険、補助金で建てますという話は行政上の矛盾があるのではないかと考えています。もう1つ付け加えるならば、3.11の風化を市自らが風化させているのではないか、震災は学ぶべきことがあると思います。鹿島小学校標高はホームページでは7.16メートルとなっています。これを見て石巻市の大川小学校の事例を思い出しました。北上川沿いにあり、全校児童の7割が亡くなりました。教職員も13人中10人が亡くなりました。直接海から来た津波と北上川を遡ってきた津波に挟まれたんです。鹿島も実は似たような状況にあるので、学校の側にあるという前提は理解しますが、あの地域に建てるのが適切なのか疑問があります。どうしてもここに建てるのであれば安全策を示して事業を推進していただきたいと思います。

■ 幼児教育課長

安全対策についてですが、鹿島地区の地域懇談会の中で真野川の堤防および防波堤の安全対策はどうなっているかと話がありまして、まず真野川については堤防をかさ上げするようです。防波堤については1メートルあげること。防潮林については200メートルの幅で設置するというので完全ではないですが安全対策をとる方針です。また鹿島小学校の東側に防災集団移転が計画されています。海側についても安全対策は考慮しておりますし、各学校が避難所の指定となっています。これだけ安全対策を考慮すれば決して危険ではないと判断したところです。

■ 高田委員

1 ページに27年度から小学4・5・6年生も対象になるとの記述で、鹿島だけでなく他の児童クラブにおいても批准をクリアできるという説明だったと思いますが、これは具体的な小学校も入っているわけですか。

■ 幼児教育係長

児童クラブの数については申し上げました。基準としては3年生まで受入ですが、余裕がある児童クラブについてはこれまでも行ってきました。出来なかったのは鹿島の児童クラブと上町の児童クラブでした。上町につきましては定員70名であり、ここを分割40名の教室を2つにし、6年生までの受け入れに対応していきたいと思っています。鹿島につきましては新しく広い施設を作り対応していきます。

■ 高田委員

希望があれば対象を広げるというのは分かります。制度が改正されて対象が変わるといふのは意味が違ってきます。こういう意味で調査をしてみたのでしょうか。

■ 幼児境域係長

調査は行っておりません。あくまでも希望者を集約し、それを基に事業を推進していきます。

■ 高田委員

これまでの延長ではなく、制度が変わったタイミングでお知らせはすべきです。是非実施してください。

■ 幼児教育係長

申し込みについては全児童を対象に応募を募っています。

■ 会長

制度が変わったことで対象者も変わった。このことについて保護者に説明したのか、その結果どれだけの子どもたちがその施設に入るのか、その調査は行ったのでしょうか。

■幼児教育係長

広報紙、申込書にはその旨記載してあります。現在2月末までの期間で募集を受け付けているところです。

■会長

報告事項を終了します。

それでは、諮問事項に対する答申書を提出します。大町地区商業店舗の設置について（答申）。

平成27年2月18日付、26商第1941号で諮問のありました大町地区商業店舗の設置については当地域協議会の意見は下記のとおりです。大町地区商業店舗の設置については、妥当であると判断します。なお、利用者の利便性を最大限に考えることを求めます。

■会長

その他に入ります。事務局お願いいたします。

■事務局

本日の会議録署名人の佐藤委員ですが、急遽お休みとなったため会長からご指示のありました宇野委員に修正させていただきます。また第7回の地域協議会の経過につきまして資料をお配りいたします。

■事務局

平成26年12月の一般質問で地域協議会のあり方を市はどのように捉えているのか、震災後市の一体化を進めるためにも3区の地域協議会を廃止し市全体の課題を共有できる場を設けてはどうかという質問がありました。市としましては答弁で地域協議会は地方自治法に基づき地域自治区ごとに設置が義務付けられていること、被災状況が各区異なっていることから各区の声を反映しやすくするために地域自治区、地域協議会が必要であるということ、3区合同会議を行ってきた経緯もあり、それぞれ区ごとの対応をしていかなければならないと述べました。委員の皆様におかれましてはこれまで同様お力添えをいただければと思います。

もう1点、前回高田委員の方から集会施設の維持管理補助に関するお質しがありまして、検討させていただくということで答弁させていただきましたが、建設等により世帯数が減少したり、当初想定していなかった事象が出てきたこともあります。今回他自治体を見たところ維持に関する補助をしている自治体はありませんでした。全国的にも調査しましたが、一例として成田市では該当がありましたが、空港対策として行っているものです。市で補助金を交付することを想定しますと市としては慎重に進めなくてはならない事例であり、難しい問題であると捉えています。

■高田委員

地域協議会のあり方に係る一般質問が12月議会でありましたが、間違っ
た切り口の質問になっていました。議員の会報等は、新聞折り込みなど、市
民の目に付くものであり、その内容が地域協議会は廃止することができる存
在という認識を与えかねない内容であると思い、以前質問させていただきました。

地域協議会は地方自治法に基づき地域自治区ごとに設置が義務付けられ
ていることなどを、市民の方にしっかり強調していただくことが大切です。

■事務局

委員様のご指摘はごもっともでありますし、先ほど申しました内容のお
り答弁させていただきましたが、会報になるとその内容が正しく伝わらない
点もあると思いますので地域協議会の役割、あり方、活動内容などについて
機会を捉えてホームページや広報を通じて市民の皆様にもこれまで以上に
周知していきたいと思っております。今後とも市へご意見をいただければと思いま
す。

■会長

以上で第9回地域協議会を閉じさせていただきます。長時間になりました
がご審議いただきありがとうございます。

以上のとおり相違ありません。

会 長 鈴木 進一

会議録署名人 宇野 正敏

会議録署名人 今野 和秀